

沿岸広域振興局長告示第86号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月16日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350200028	宮古市社会福祉協議会すこやか幼児教室	宮古市小山田二丁目9番20号	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	平成24年10月1日